

令和7年（あ）第1501号 死体遺棄被告事件

被告人 グエン ティ グエット

## 上告棄却決定に対する異議申立書

2026年3月13日

最高裁判所 第二小法廷 御中

弁護人

林 陽子



頭書事件について、御庁が行った令和8年3月9日付「本件上告を棄却する」との決定（以下、「本件決定」という。）に対し、以下のとおり異議を申し立てる。なお、本申立ては、主任弁護人池上遊、弁護人島翔吾、弁護人石黒大貴の了解を得たうえで行なうものである。

### 第1 憲法違反の判断を回避していること

#### 1. 本件決定の内容

本件決定は上告趣意について、「刑法190条の規定（令和4年法律第67号による改正前のもの。以下「本件規定」という。）について、憲法13条、24条2項違反をいう点は、本件規定は所論の指摘する点とは直接関連を有するものではなく、憲法14条違反をいう点は、本件規定は、その規定する行為を何人に対しても禁止し、これに違反した者を無差別に処罰するものであり、憲法31条違反をいう点は、本件規定が所論のように不明確であるということではできないから、いずれも前提を欠き、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を

含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。」とする。

本件決定は冒頭の9行が一つのセンテンスになっているが、そこで述べられているのは、①本件規定は憲法13条、24条2項と直接関連を有しないものである、②本件規定は何人に対しても無差別に違反者を処罰しているので憲法14条に違反しないものである、③本件規定は不明確ではないので憲法31条に違反しない（したがって②と③は「いずれも前提を欠く」）ものである、④判例違反をいう点は事案を異にする判例を引用するもので適切ではない、⑤その余は憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張である、というものである。

以下、分説する。

## 2. 憲法13条、24条2項違反について

本件は妊娠中に一度も医療機関を受診できず、死産をした女性がその死胎を遺棄したとして処罰されようとしている事案である。

上告趣意書では、リプロダクティブ・ライツ（生殖（リプロダクション）に関する事柄を自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的な権利）は、憲法13条（幸福追求権）や24条2項（家族を形成する権利）により保障されることを主張している。憲法学の定評ある教科書である芦部信喜「憲法」も、憲法13条の幸福追求権には、私生活上の自由と考えられるもの、たとえば子どもを持つかどうかなど家族の在り方を決める自由（断種、避妊、妊娠中絶などの問題）など、個人の人格的生存にかかわる重要な私的事項を公権力の介入・干渉なしに各自が自律的に決定できる自由が、情報プライバシー権とは別個の憲法上の具体的な権利（一般に自己決定権ないし人格的自律権と呼ばれるもの）として含まれると解される、としている（芦部信喜「憲法」第8版133頁）。この権利を憲法24条2項を根拠として理論化する学説もあることは、上告趣意書記載のとおりである。

本件決定は、刑法190条は、所論の指摘する点とは直接関連を有するものではない旨を判示しているが、同条を適用して被告人の刑事責任を問うためには、憲法13条及び24条2項によって保障された被告人のリプロダクティブ・ライツとの抵触を検討することは不可避であり、決定の判断は誤っている。

特に、上告理由は、法律の条文そのものが憲法に違反しているとする「法令違憲」の主張ではなく、法律自体は合憲であっても、本件における適用が憲法違反になるという「適用違憲」の主張であることが留意されるべきである。リプロダクティブ・ライツを行使できない構造的な制約下に置かれた被告人に、死体遺棄罪を適用することは、憲法13条及び24条2項に違反するという主張である。

本件決定は、本件規定自体は、リプロダクティブ・ライツ等の問題（所論の指摘する点）を直接規律するものではないという「論理」に終始している。そのような解釈は刑法190条の法令違憲性を審査の対象としているのであればまだしも、適用違憲を主張している弁護人らの主張に対しては全く応答しておらず、具体的な事案の中で本件規定が果たした役割を等閑視するものとなっている。

### 3. 憲法14条違反について

上告趣意書では、刑法190条の「死体」に胎児を含むとして罰条を適用することは、処罰の対象がほぼすべて女性（出産した母親）に限られる点において、女性に対する間接差別であること、本件は外国人技能実習生かつ女性という属性が重なる交差（インターセクショナルな）差別であることから、被告人に刑法190条を適用することは憲法14条1項に違反する旨の主張をしていた。

これに対し、本件決定は、「憲法14条違反をいう点は」として、本件規定は、その規定する行為を何人に対しても禁止し、これに違反した者を無差別に処罰するものであり前提を欠く、と結論づけている。

しかし、そもそも弁護人らは憲法14条1項に違反する旨を主張しており、2項や3項の違反の主張をしておらず、「憲法14条違反」とひとくくりに判断される理由がない。さらに、上告趣意書および田中雅子教授意見書が引用するとおり、孤立

出産により死体遺棄罪で検挙され起訴されるのはほぼすべて女性であり、本件規定は「違反した者を無差別に処罰するもの」ではない。このような記述は統計的事実に反し、このような理由で上告を棄却されるいわれがない。

## 第2. 国際人権法違反の判断を回避していること

上告趣意書では本件規定は日本が締結した国際条約に違反するものであることを述べており、日本国憲法98条2項は批准した条約及び確立した国際法規の遵守義務を定めていることを援用している。本件決定はこれらの主張を「実質は単なる法令違反、事実誤認の主張」であると一蹴するが、国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約等は「単なる法令」ではなく条約であり、これらを政府に締結させ内容の周知・実践をすすめるにあたっては、約半世紀にわたる多くの人々の努力があった。条約の不遵守は憲法違反を構成するものであり、単なる法令違反とする本件決定は誤っている。

以上のとおりであり、本件決定は見直されるべきである。

以 上